

## 公 示 送 達 書

長崎市告示第481号

令和8年3月6日及び同月18日付けの次の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長（財務部収納課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月2日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住（居）所	氏 名
1	差押調書（謄本） 長収第調-7644号	長崎県長崎市八幡町4番19-401号（長崎県長崎市鶴見台2丁目15-27）	壺井 晴花
2	配当計算書（謄本） 長収第調-7923号	長崎県長崎市八幡町4番19-401号	壺井 晴花
3			
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。